

令和6年 第5回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年5月7日(火) 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	西川 一吉	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	木口 金富	6	西川 正則
7	西川 友浩	8	欠 席	9	二宮 佳郁
10	古能 聖人	11	玉木 勝広	12	坂野 清史
13	比企 義一	14	二宮 隆徳	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	菊池 健三
19	欠 席				

○農地利用最適化推進委員

12番 河野 伊都夫

○出席職員

事務局長 欠席
事務局次長 松浦 秀紀
事務局 福泉 智久、木村 有美

○欠席委員

8番 菊池 繁生委員
19番 柴田 紳一郎委員

4. 議事日程

- 第1 会長挨拶
- 第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第21号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第22号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)	4件
議案第23号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)	26件
議案第24号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (一括方式)	2件
報告第5号	農地法第18条第6項の規定による届出等について	11件

第4 協議・連絡事項

- ・令和5年度最適化活動の点検・評価結果等について
- ・令和5年度農業者年金加入実績について
- ・第6回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局次長 ただいまから、令和6年第5回八幡浜市農業委員会総会を開会いたします。松本事務局長ですが、他の公務と重なりまして、本日欠席とさせていただきます。

本日の出席委員は19名中、17名で総会成立の定足数に達しております。欠席委員は、8番「菊池 繁生委員」、19番「柴田 紳一郎委員」になります。

それでは、菊池会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(菊池会長挨拶)

議長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは議事録署名人に「7番、西川 友浩委員」、「9番、二宮 佳郁委員」を指名します。

議長 それでは付議案件に入ります。
議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上

程いたします。

番号9から10号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第21号、番号9について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積「259 m²」、外16筆、計「25,108 m²」、3条無償移転です。

譲渡人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」

譲受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」

申請事由としては、譲渡人は、「高齢のため農業後継者に一括譲与する」、譲受人は、「農地の譲渡を受けて農業経営に励みたい」、であります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

引き続き番号10について説明します。

農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積「2,177 m²」、外23筆、計「29,124 m²」、3条無償移転です。

譲渡人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」

譲受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」

申請事由としては、「譲渡人は、高齢になったので、農業後継者に譲渡したい」、譲受人は、「農地の譲渡を受けて農業経営に励みたい」、であります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

10番

まず9番ですが、譲渡人が「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。譲受人が「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。祖父から孫への一括譲与になります。孫の「〇〇〇〇」さんは、大学を卒業されてから今年で就農3年目になります。「〇〇〇〇」さんの息子さんは「〇〇〇〇」をされており、現在「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんの2人で農業経営をされています。「〇〇〇〇」さんは高齢のため農地を孫に譲り渡したいということで、今回の運びとなりました。

なんら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

次に 10 番ですが、譲渡人は「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。譲受人「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。父から子への譲渡になります。「〇〇〇〇」さんは高齢のため譲り渡したいということで、「〇〇〇〇」さんは就農 37 年目になるベテランの方で、現在、農地利用最適化推進委員もされております。「〇〇〇〇」さんは積極的に規模拡大を図られておまして、奥さんと息子さん夫婦の 4 名で農業経営をされております。

なんら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 番号 11 について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 11 について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積「107 m²」、外 29 筆、計「17,382.69 m²」、3 条使用貸借です。

譲渡人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」

譲受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」

申請事由としては、譲渡人は、「農業者経営移譲年金を継続して受給するため、再設定を行いたい」、譲受人は、「期間延長を行い、継続して耕作する」、であります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

11番 賃貸人、父「〇〇〇〇」さんと、賃借人、お子さんの「〇〇〇〇」さんの使用貸借の一部を、第3者の賃貸借に切り替えるために、継続中の貸借契約を合意解約し、再度の使用貸借の許可申請をしたものです。以前は親子3人で十分やっていたんですが、「〇〇〇〇」さんは高齢で〇〇〇〇に近づき、「〇〇〇〇」さんも体調が芳しくない時期があったりし、他のご家族にも健康に不安な面がございまして、家族だけでは経営しにくく、他の方に作っていただきたいということで今回の運びとなっております。

何ら問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ただいまの案件について、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 番号12について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号12について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積「985 m²」、3条有償移転です。

譲渡人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」

譲受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」

申請事由としては、譲渡人は、「農業後継者がいないので農業規模を縮小する」、譲受人は、「農業規模を拡大する」であります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

17番 この件につきましては、東京の大田市場から出たときに指導員の方から電話があったんですけど、「〇〇〇〇」さんが農協に来られてから話が始まりました。帰ってすぐ「〇〇〇〇」さんと待ち合わせて、話を進めております。「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、「〇〇〇〇」君は〇〇〇〇です。親父さんと話をして、その後、司法書士さんが息子の名前に変えておいた方がいいだろうということで、このような手続きになっております。ここの場所は、〇〇〇〇の横でありまして、都市計画区域の農用地外ということで、特別な感覚を持っておりまして、以前に売買の話もあったようですが、その時は安いとかで成立しませんでした。今回、僕の方に話に来られて、金額的なことはこちらでやってくださいということで、「〇〇〇〇」さんの家に行ってしばらく話を聞いて、親父さんの方から実質〇〇〇〇ということで話があり、成立して農業委員会に話を持っていきました。都市計画区域の農用地外ということで、農業委員会で手続きできないということで、〇〇〇〇の〇〇〇〇司法書士にお願いして今回の成立に至っております。

どうかよろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第 22 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程いたします。番号 50 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 22 号について説明します。
番号 50 について説明します。「〇〇〇〇」、「樹園地」、「714 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。

- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 1 番 まず、結論から言うと何も問題ありません。「〇〇〇〇」さんは、やめたい、縮小したいという方向で、〇〇〇〇だけで生活ができる方なので、「〇〇〇〇」さんは、地元で倉庫を建てるなど、前向きに増やしたいということで、隣山ということで話をして売買が成立しました。
- 以上です。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、番号 51 について事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 51、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「646 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 9 番 「〇〇〇〇」さん、お父さんが亡くなって相続でこの園地を手に入れましたが、農業をやる意思はなく処分したいということで、お母さんが代理になってあっせん会議に来られました。園地の場所ですが、「〇〇〇〇」さんの家の裏にあたる場所で、園地のアクセスが「〇〇〇〇」さんの庭を通るという特殊な場所で、買うのは「〇〇〇〇」さんしかいないという状況となっています。値段も農業委員さんにお任せしますということで交渉したんですが、〇〇〇〇で良さげな値段で

話が成立しました。

何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号 52 について事務局の説明を求めます。

事務局 番号 52、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「720 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

12番 売り手の「〇〇〇〇」さんは、現在〇〇〇〇で〇〇〇〇にお住まいです。昨年の9月に父親を亡くされましたが、こちらに帰ってくる予定はないということで園地の処分を考えておられました。買い手の「〇〇〇〇」君は現在〇〇〇〇で、家族4人で2町5反の園地を栽培されています。そして、この園地については、以前から「〇〇〇〇」さんが作られていたということで、今回話がまとまりました。
問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 53 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 53 について説明します。
「〇〇〇〇」、「樹園地」、「162 m²」、外 4 筆、計「1,430 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17 番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇、「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇です。個人的な話になりますが、ここは私の畑の横に 2ヶ所ありますが、前に作っておられた方は、私より 3 歳年上ですが体を壊されまして、手を放すことになりました。「〇〇〇〇」さんはいろいろ考えておられたようですが、同級生にやりての方がおられまして、その方に相談したようですが、その方が「〇〇〇〇」さんを紹介されて、売買の契約になりました。「〇〇〇〇」さんとはちょっとしか話したことはありませんが、活発に消防団活動をされてまして、家の前で息子さんとキャッチボールをしている姿を見かけたことがあります。労働力も〇〇〇〇の方も入れて活発にされていますので、大丈夫だと思います。
どうかよろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第 23 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程いたします。番号 55 から 56 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第 23 号について説明します。
番号 55 から 56 について一括して説明します。
番号 55、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「539 m²」、外 1 筆、計「1,072 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「10 年 8 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 56、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「2,207 m²」、外 1 筆、計「2,718 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「10 年 8 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 まず、55 番の「〇〇〇〇」さんは、去年まで「〇〇〇〇」さんという方にあてていましたが、その方がもう作られないということで、探してもらえないかということで、兄弟でみかん山をしている「〇〇〇〇」さんが作ることになりました。
56 番の「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇で〇〇〇〇をしていた方で、こちらに帰っても〇〇〇〇で山はなかなか作れないということで、こちらも前任の「〇〇〇〇」さんという方がもう作れないということで話がきて、隣山の「〇〇〇〇」さんが作ることになりました。
何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 57 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 57 について説明します。
「〇〇〇〇」、「樹園地」、「543 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「3 年 8 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

2 番 「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇在住ですが、このほど農地を処分したいということで、「〇〇〇〇」君は、〇〇〇〇で規模拡大してお兄さんと一緒に農業をしている方です。「〇〇〇〇」君は、以前「〇〇〇〇」さんの園地を買ったんですが、この園地だけ漏れていたそうです。このほど小作契約をして、ゆくゆくは買いたいということで、何ら問題ないですので承認のほどよろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 58 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 58 について説明します。

「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,454 m²」、外1筆、計「2,139 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「4年11ヵ月」、「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

4 番 この園地は線路を渡るところでございます。「〇〇〇〇」さんは、体調を崩されまして、もう農業は無理かなと申されておりました。〇〇〇〇は広いですが、住所は〇〇〇〇でして、「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇に住まわっていますが〇〇〇〇の方でございます。この農地は、もう「〇〇〇〇」さんが作っているようで「〇〇〇〇」さんにとっては一安心ではないでしょうか。

問題ありませんので、このまま「〇〇〇〇」さんが作っていただくことを希望します。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号59について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号59について説明します。

「〇〇〇〇」、「樹園地」、「139 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「4年9ヵ月」、「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

7 番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ということで、お父さんはもう亡くなくなられています。お母さんは施設に入られていて、「〇〇〇〇」さん自身は、農業はされていません。今まで、隣接園地を持っている方が管理されていましたが、今年から管理できないと断られたということで、今回、反対側の隣接園地である「〇〇〇〇」さんに話を持ち掛けたところ、快く引き受けてくださいました。「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、奥さんや息子さんなども仕事をしながらではありますが、休みの日は協力して農地を広げながら農業をされている状況です。
何も問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 60 と 61 について一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 60 から 61 について一括して説明します。
番号 60、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,599 m²」、外 1 筆、計「2,764 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「2 年 9 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 61、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「375 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「4 年 11 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 まず、60番ですが、貸し手の「〇〇〇〇」さんは高齢で、以前より施設に入られております。借り手の「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇、〇〇〇〇出身でIターン就農3年目になります。毎日〇〇〇〇から通われて〇〇〇〇でみかん作りをされております。この畑は、昨年まで「〇〇〇〇」さんという方が作られていたんですが、事情により耕作できないということで借り手を探していましたが、「〇〇〇〇」さんが作りたいということで、今回の運びとなりました。

何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

次に61番ですが、貸し手の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、市内に嫁がれていて、毎週2回、〇〇〇〇の実家で〇〇〇〇をされております。「〇〇〇〇」さんの父親が亡くなられたあとは、みかん畑はすべて貸し出されております。借り手の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、息子さんが昨年就農されまして、親子3人で農業をされております。この畑は、なかなか作り手が見つからずに、廃園にしようかと考えていたところ、「〇〇〇〇」さんが是非作らせてくれということで、今回の運びとなっております。

こちらも何ら問題ありませんのでよろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号62と63について一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号62から63について一括して説明します。
番号62、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「539㎡」、外1筆、計「1,360㎡」、

新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「4年9ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号63、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,703 m²」、外2筆、計「5,294 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「2年9ヵ月」、「〇〇〇〇」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

11番 まず62番です。貸し手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇、借り手は「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ということです。「〇〇〇〇」さんは、大きい規模ではないですが、一人でみかんを作られておりますが、最近体の調子が思わしくないということで、少し耕作面積を減らそうということです。「〇〇〇〇」さんは近所に住まわれていますが、話を持ち掛けたところ快く受けていただいたということです。「〇〇〇〇」さんは、現在〇〇〇〇の区長をされていますが、今後やっていこうということで話がまとまっております。

何ら問題ないと思います。

続いて63番ですが、「〇〇〇〇」さんは高齢で〇〇〇〇です。娘さんがおられるんですが、〇〇〇〇に勤めておられて、休みの日に自分の畑を少しだけやっているところです。ここに挙げられている畑は、以前違う方が作っておられたんですが、年々、園地の状態が悪くなっているということで、「〇〇〇〇」さんが心配されておまして、今回契約が切れるということで、以前の借り手さんと話をしたところ、手が回らないということでした。新しく借り手を探しましたところ、〇〇〇〇が〇〇〇〇として使用するということで話がまとまっております。

何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 64 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 64 について説明します。

「〇〇〇〇」、「樹園地」、「2,045 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「2年11ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 2 番 貸し手の「〇〇〇〇」さんは、現在〇〇〇〇で、「〇〇〇〇」さんの言葉を借りますと「もう、こたわなや」ということで、作っていただく方を探しておられました。借り手の「〇〇〇〇」さんは現在〇〇〇〇で、5ha の園地を奥さんと常時雇 1 名の方で耕作されています。6 月からはもう 1 人雇用予定ということと、来年度からは息子さんも帰られ、就農される予定です。この園地は、「〇〇〇〇」さんの園地の近くということで、耕作する運びとなりました。

問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きますして、番号 65 から 67 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 番号 65 から 67 について一括して説明します。
番号 65、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「698 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「9 年 11 ヶ月」、「〇〇〇〇」。
番号 66、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「578 m²」、外 2 筆、計「2,942 m²」、
新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「9 年 11 ヶ月」、「〇〇〇〇」。
番号 67、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「2,615 m²」、外 2 筆、計「5,177
m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「9 年 11 ヶ月」、「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

13 番 65、66 は借り手が同じで「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。65 の土地も
66 の「〇〇〇〇」さんが元々耕作しておられましたが、昨年体調不良
で、体力的に肺の方がダメで農作業が出来ないということでした。ち
ょうど「〇〇〇〇」君から 1 月ぐらいに電話がありまして、晩柑とみ
かんを探しているということで、それも個人のモノラックがあるところ
がいいという話で、「〇〇〇〇」さんの所に話を持って行ったところ、
二人で話がまとまりました。

何ら問題ないと思います。

67 の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ですが、体調不良でできないとい
うことで、「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇で、両親と常時雇用 1 人おしま
すので、まだみかんを作れますし、お父さんと「〇〇〇〇」さんが従
弟ということで、山を荒廃させるにはもったいないということで耕作
するように決まりました。

何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いせんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

(「〇〇〇〇」 退席)

議 長 続きまして、番号 68 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 68 について説明します。

「〇〇〇〇」、「樹園地」、「70 m²」、外 8 筆、計「3,699 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「10 年 1 ヶ月」、「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

推進委員

1 2 番

「〇〇〇〇」さんは、現在〇〇〇〇の共選長をされている方ですが、体調の都合により経営規模の縮小を図っておられるところ、同じ地区にいます「〇〇〇〇」さんは「〇〇〇〇」の息子さんで、経営規模の拡大を図っており、そこを作りたいということでちょうど話がまとまりました。

なんら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

(「〇〇〇〇」 着席)

議 長 続きますして、番号 69 から 72 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局

番号 69 から 72 について一括して説明します。

番号 69、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「490 m²」、外 1 筆、計「2,440 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「10 年 1 ヶ月」、「〇〇〇〇」。

番号 70、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「159 m²」、外 2 筆、計「214 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「10 年 1 ヶ月」、「〇〇〇〇」。

番号 71、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「444 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「9 年 11 ヶ月」、「〇〇〇〇」。

番号 72、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「2,136 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「10 年 8 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番

69 番と 70 番あわせて説明します。利用権を設定する 2 人は夫婦で、後継ぎが亡くなられて、農地を縮小しております。利用権の設定を受ける「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、お父さんと一緒に農業をされております。69 番の土地は、園内道が通っていて非常に耕作しやすい場所です。70 番の土地は、「〇〇〇〇」さんの家に近くで、土地は小さいですが中晩柑が植えてあります。

何も問題ないと思いますので、よろしく願います。

71 番は「〇〇〇〇」さんが他の人にあたってもらっていましたが、その方が管理できないようなので、「〇〇〇〇」さんが使用貸借を受けるといことです。ここも道路に近いところで、「〇〇〇〇」さんもばりばりやっておられる方なので、何ら問題ないと思います。

72 番の「〇〇〇〇」さんは高齢で、土地を他の人に貸しているところ

ろで、「〇〇〇〇」さんも元気でばりばりやられている方で、問題ないと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号73について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号73について説明します。

「〇〇〇〇」、「樹園地」、「3,114 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「9年11ヵ月」、「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

16番 貸し手の「〇〇〇〇」さんは高齢でできないということで、借り手の「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇で、父親が亡くなられて就農された方で、「〇〇〇〇」さんの園地が隣なので作りたいということで、現在、妻と母親と3人で経営されているので、なんら問題ないと思います。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、番号 74、75 について一括して事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 74 から 75 について一括して説明します。
番号 74、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「538 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「10 年 11 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 75、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,942 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「4 年 11 ヶ月」、「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 17 番 74 番と 75 番について説明します。
「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇です。「〇〇〇〇」君は〇〇〇〇です。
ここは親戚の方が作られておりましたが、今回手放すということで作れなくなり、「〇〇〇〇」君が作るようになりました。
75 番につきましては、「〇〇〇〇」君は〇〇〇〇、「〇〇〇〇」君は〇〇〇〇です。「〇〇〇〇」君は近所の方ですが、地域的には宮内の「〇〇〇〇」君のところの畑でして、「〇〇〇〇」君にお願いして話を進めていましたが、「〇〇〇〇」君のおかげで「〇〇〇〇」君を紹介していただいて、作ることになりました。
どうかよろしく申し上げます。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)

- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、番号 76 から 78 まで一括して事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 76 から 78 について一括して説明します。
番号 76、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,413 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「14 年 11 ヶ月」、「〇〇〇〇」。
番号 77、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,020 m²」、外 1 筆、計「1,480 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「9 年 11 ヶ月」、「〇〇〇〇」。
番号 78、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「806 m²」、他 1 筆、計「1,272 m²」、
新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「9 年 11 ヶ月」、「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 18 番 76 番について説明します。
「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇、「〇〇〇〇」君〇〇〇〇。隣におられる「〇〇〇〇」さんの担当ですが、私の地区の山なので「〇〇〇〇」君に作ってくれと声をかけたところ「いいですよ」という返事をいただいで、作るようになりました。
何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。
続きまして 77 番、78 番の貸し手「〇〇〇〇」さんですが、まだ若いのですが、野菜を作られるということで、みかん園を、若いのでこの子に貸したいということで「〇〇〇〇」君に、そして「〇〇〇〇」さんは私の親戚ですが、〇〇〇〇の後継者の子が 1 人いますので、ばりばりされている方で、何ら問題ないと思いますので、どうかよろしく申し上げます。

- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、番号 79 から 80 まで一括して事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 79 以降は、再設定の案件となっています。
番号 79、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,325 m²」、再設定の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「4 年 10 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
以降の説明は省略します。
- 議 長 番号 79, 80 は再設定の案件でございますので、地元委員の説明は省略いたします。
- 議 長 続きまして、議案第 24 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、「一括方式」を上程いたします。
番号 11 号について事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは、議案第 24 号について説明します。
中間管理機構を通じた貸借です。
番号 11、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,713 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「10 年 8 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。

11番

それでは11番の説明をさせていただきます。

貸し手の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、借り手の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇です。「〇〇〇〇」さんに後継者はなく、経営規模の縮小を考えておられるようです。「〇〇〇〇」さん、元々は千葉の方で、結婚されて奥さんの実家は〇〇〇〇にあるんですが、園地を引き継いで意欲的に規模の拡大を図っております。そういう「〇〇〇〇」さんの働きぶりを見て、「〇〇〇〇」さんはこの方に貸そうということで、話がまとまりました。

何ら問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なく承認)

議長

それでは承認することといたします。

議長

続きまして、番号12について事務局の説明を求めます。

事務局

番号12、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「866㎡」、他1筆、計「898㎡」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「4年10ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

10番

それでは12番の説明をさせていただきます。

貸し手の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、以前よりみかん農家はされておりません。借り手の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、〇〇〇〇出身でIターン就農して6年目の方になります。この案件ですが、中間管理機構扱いのため、今回新規案件となりますが、以前よりこの畑

は「〇〇〇〇」さんが作られておりまして、きれいに管理されていますのでなんら問題ありません。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは報告第5号について説明します。
番号21、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「720 m²」。
賃貸人「〇〇〇〇」。
借借人「〇〇〇〇」。
解約の理由「貸借契約をやめて売買契約等を結ぶため」であります。
以降の案件については説明を省略します。
以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 15時00分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和6年5月7日

会 長 菊池 眞策

議事録署名人 西川 友浩

議事録署名人 二宮 佳郁